

令和 6 年（行ウ）第 8 5 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

第 1 4 準備書面
(憲法 2 4 条 2 項違反について)

2 0 2 5（令和 7）年 8 月 1 5 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

原告らは、本書面において、憲法 2 4 条 2 項違反について論じる。
なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第 1	平成 27 年大法廷判決とは異なる基準で判断すべきこと	3
1	重要な権利・利益の侵害が問題となっている場合における憲法 24 条 2 項 の判断基準	3
2	本件の検討	4
第 2	平成 27 年大法廷判決の基準によっても違憲であること	5
1	はじめに	5
2	事情変更の基準時	7
3	国民の意識の評価方法	9
4	1947（昭和 22）年以降の事情変更・国民の意識の変化	12
5	本件のあてはめ	17
第 3	被告の主張に対する反論	23
1	被告準備書面(3)に対する反論①（世論調査の問題）	23
2	被告準備書面(3)に対する反論②（嫡出子規定との関係）	25
3	被告準備書面(3)に対する反論③（子どもへの影響）	27
4	被告準備書面(3)に対する反論④（通称使用の拡大の評価）	30
5	結語	32

第 1 平成 27 年大法廷判決とは異なる基準で判断すべきこと

1 重要な権利・利益の侵害が問題となっている場合における憲法 24

条 2 項の判断基準

- (1) 憲法 24 条 2 項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条 1 項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものとされているが（平成 27 年大法廷判決）、憲法 24 条 2 項にいう家族に関する事項は多岐にわたり、国会の合理的裁量の範囲については事の性質上広狭があり得るところであり、問題となる事項や権利・利益の内容・性質等に照らして具体的に設定されるべきである（甲 A 26・土井真一「婚姻の際に夫婦別氏の選択を許さない民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号の合憲性」3 頁）。

この点について、再婚禁止期間違憲大法廷判決の調査官解説も「婚姻及び家族に関する事項を定める法律の規定といってもその内容には幅があり、制度設計の具体的内容に関わるものと、本件各規定のように婚姻（法律婚）すること自体を制約するものがあり、立法裁量の広狭については、それらの内容に応じた考慮を要すべきものといえるであろう。」とする（甲 A 16・667 頁）。

- (2) 平成 27 年大法廷判決は、憲法 24 条 2 項の判断枠組みとして、「当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべき」との基準を立てた。

しかし、本件は、本件各規定により、婚姻の際の氏の変更に伴う氏名の人格的利益の侵害を甘受して婚姻するか（憲法 13 条）、氏名の同一性を保持するために婚姻を諦めるか（憲法 24 条 1 項）という過酷

な二者択一を迫る構造となっている。いずれにしても憲法上保障された（少なくとも尊重に値する）重要な権利・利益の侵害状況が問題となっているし、婚姻という側面からみれば、婚姻前の氏を維持するという重要な法的利益を維持するためには、婚姻を諦めることを余儀なくさせるという点において、「婚姻（法律婚）すること自体を制約するもの」（甲 A 1 6・6 6 7 頁）となっている（推計で約 5 8．7 万人が本件各規定のために婚姻することを諦めている状況にある。甲 A 3 3 8 の 1。このような制約の評価方法について、性別取扱い変更にかかる生殖腺除去要件違憲大法廷決定参照）。

このような制約を課すことについて広範な立法裁量はそもそも認められず、かかる制約が憲法の趣旨に沿わないものである場合には、直ちに憲法 2 4 条 2 項に違反するものといわなければならない。

この点について、令和 3 年大法廷決定の宮崎・宇賀反対意見も、「婚姻届において夫婦同氏に同意しないことを明らかにしている者に対して夫婦同氏を婚姻成立要件として課すことは、婚姻をするについての当事者の意思決定を抑圧し、もって婚姻をするについての自由かつ平等な意思決定を妨げる不当な国家介入に当たり、憲法 2 4 条 1 項の趣旨に反するので、本件については、平成 2 7 年大法廷判決が示した上記の判断枠組みの適用の前提を欠くから、その判断枠組みによって判断することはできず、法律が同項の趣旨に反する場合には、そのことのみをもって、かつその限度では、同条 2 項の個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した法律とはいえず、立法裁量を逸脱していると考える。」と指摘する。

2 本件の検討

そして、本件各規定は、①婚姻という重要な法的利益を実現するた

めに、夫婦の一方が氏を変更することを余儀なくさせるという点において、憲法 13 条が保障する氏名に関する人格的利益を制約するものであること（訴状第 5 の 2 (2) 及び原告ら第 1 1 準備書面参照）、②夫婦が互いに婚姻前の氏を維持するという重要な法的利益を維持するためには、婚姻を諦めることを余儀なくさせるという点で、憲法 24 条 1 項が保障する婚姻をするについての自律的な意思決定を制約するものであること（訴状第 5 の 3 (3) 及び原告ら第 1 3 準備書面参照）、③夫婦の片方だけが氏の変更による不利益を受けなければならない、それにより夫婦間に不均衡が生じる点や、夫婦間の対等な関係の構築を典型的に困難にする原因となっている点で、夫婦間の「同等の権利」や「相互の協力」を定めた憲法 24 条 1 項後段の趣旨に反すること（訴状第 5 の 3 (3) イ・ウ及び原告ら第 1 3 準備書面参照）、④夫婦の氏の選択にかかる女性差別的な意識や慣習による影響を固定ないし助長するものである点で、夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることを求める憲法 14 条 1 項の趣旨に反すること（訴状第 5 の 3 (3) エ、原告ら第 4 準備書面及び原告ら第 1 2 準備書面も参照）からすると、夫婦同氏の例外を認めないことは、そのことのみでもって、かつその限度で、憲法 24 条 2 項の個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した法律とはいえず、立法裁量を逸脱しているものであり、憲法 24 条 2 項に違反する。

第 2 平成 27 年大法廷判決の基準によっても違憲であること

1 はじめに

仮に平成 27 年大法廷判決の判断枠組みによったとしても、本件各規定が制定された当時からの事情の変化などを考慮すれば、憲法 24 条 2 項違反であると判断すべきである。

この点、被告が、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定以降の事情等を踏まえて「平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定の判断を変更すべきものとは認められない」（被告準備書面(3)第４の２(2)オ・１５頁）と主張していること、国民の意識について、「その国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にある場合でない限り、国民の意識がいかなる状況であるかということ自体、国民を代表する選挙された議員で構成される国会において評価、判断されるべき事柄である」（被告準備書面(3)第４の２(2)・１２～１３頁）と主張していることに鑑みて、まずは被告が主張する判断枠組みや国民の意識の理解が誤りであることを指摘する。

具体的には、まず事情変更の基準時として、ある法令について、一度合憲と判断されたが、その後の事情の変更により判断が変更される場合において、事情変更として考慮されるのは、当該合憲判断以降の事情に限られず、法令制定以後のすべての事情が対象となることについて指摘する。次に、国民の意識は、個人の尊厳や法の下の平等といった憲法の基本的価値に照らして検討される法的評価であり、被告の主張は判例の解釈方法と異なっていることについて指摘する。

かかる憲法解釈の方法論を踏まえた上で、本件各規定制定後の事情の変更について改めて述べ、国民の意識としても、家族の多様性も広く認識される中で、夫婦間であっても、お互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えや、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたことを指摘する。そして、結論として本件各規定が憲法２４条２項に違反することを論じる。

2 事情変更の基準時

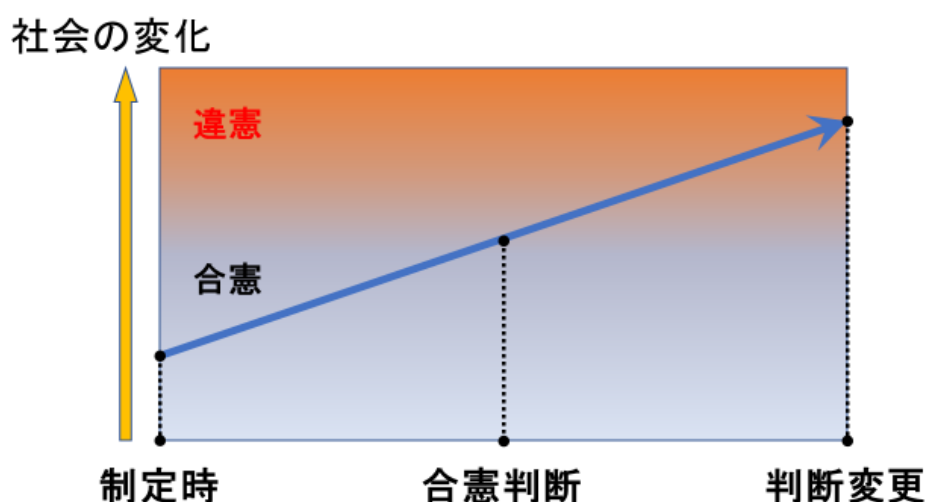
- (1) これまでの最高裁の判断をみると、ある法令について、一度合憲と判断された場合であって、その後の事情の変更により判断が変更されるときであっても、事情変更として考慮されるのは、当該合憲判断以降の事情に限られず、法令制定以後の全ての事情が対象となっている。
- (2) 例えば、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定について、1995（平成7）年7月5日に大法廷での合憲決定があり（最高裁平成3年（ク）第143号同7年7月5日大法廷決定・民集49巻7号1789頁）、その後の小法廷判決及び小法廷決定において、2000（平成12）年、2003（平成15）年、2004（平成16）年及び2009（平成21）年に、結論として合憲の判断が繰り返されてきたが、2013（平成25）年9月4日の婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定において違憲であると判断された。

この婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定は、「相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。」等とした上で、「これらの事柄は時代とともに変遷するものでもあるから、その定め合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」とした。そして、その具体的な検討の中では、1947（昭和22）年民法改正以降の変遷等を対象として、結論において、遅くとも2001（平成13）年7月当時において、立法府の裁量権を考慮しても、法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたと判断した。

- (3) また、近時の判例としては、性別取扱い変更にかかる生殖腺除去要件違憲大法廷決定も同様の判断方法を採用している。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「**特例法**」という。）3条1

項4号が「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」と定めていることについて、2019（平成31）年に合憲判断がされたが（最高裁平成30年（ク）第269号同31年1月23日第二小法廷決定・裁判集民事261号1頁）、2023（令和5）年10月25日の性別取扱い変更にかかる生殖腺除去要件違憲大法廷決定も、特例法が制定された2003（平成15）年当時の経緯から、その後の医学的知見の進展等を踏まえて、2019（平成31）年の合憲判断からわずか4年後に違憲判断を出すに至っている。

- (4) このような判例における事情変更の判断方法を図式化すれば以下のとおりである。一度最高裁によって合憲判断がされたとしても、その判断時点以降に何か具体的かつ明確な変化がなければ判断が改められないのではなく、問題となっている規定の制定時から積み重なった事情の変更が（合憲判断をした時点以降に）その“閾値”を超えたと評価できる場合には、違憲の判断を下すべきということになる。



以上は、事情変更によって判例の結論が変わる場合の判断方法であるが、そもそも過去の最高裁判断も、前提とする事実が誤っていたとして判例変更をする場合もあることからすれば、仮に一度最高裁によ

って合憲判断がされているとしても、最高裁の判断後の事情のみを審理すればよいというものではない（下級審において判例に反する判断がなされる場合について甲A290も参照）。

よって、平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定以降の事情にのみ着目する被告の主張は誤りであり、本件においても、本件各規定が制定された昭和22年当時の経緯から、その後の社会の変化を踏まえた判断がされなければならない。

3 国民の意識の評価方法

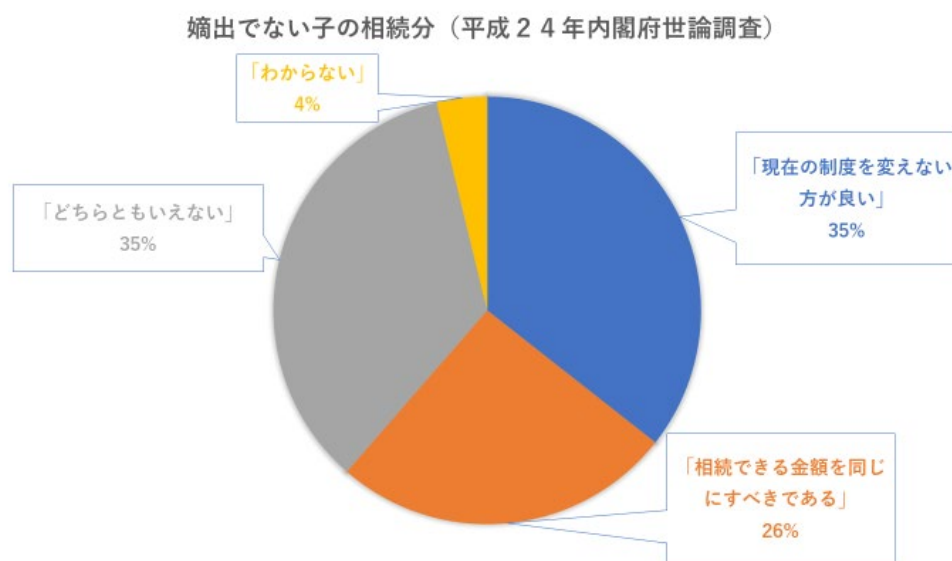
- (1) 被告は、国民の意識について、「その国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にある場合でない限り、国民の意識がいかなる状況であるかということ自体、国民を代表する選挙された議員で構成される国会において評価、判断されるべき事柄である」と主張し、世論調査の結果などを踏まえて、なお国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にあるとはいえないとする（被告準備書面(3)第4の2(2)・12～14頁）。

しかし、憲法上考慮される国民の意識は、必ずしも単純な世論調査の結果のみを反映させた統計的・定量的な事実認定ではなく、個人の尊厳及び法の下での平等といった憲法の基本的価値に照らして検討される法的評価というべきものである。

- (2) 例えば、婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定は、上記のとおり「その定め合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」として1947（昭和22）年民法改正以降の変遷等を対象に検討し、最終的に「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。」「子を個人として尊重し、その権

利を保障すべきであるという考えが確立されてきているということが
できる。」と評価した。

もっとも、婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定が出された2013（平成25）年9月4日までに実施された世論調査等の結果からすると、統計的・定量的に「その国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にある場合」とは必ずしもいえない状況であった。具体的にいえば、2012（平成24）年12月までに実施された世論調査等では、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする当時の制度について、「現在の制度を変えない方が良い」という回答は35.6％であったのに対して、相続分を「等しくすべき」であるとの回答は25.8％であった（甲A311、下記図参照）。



違憲性が問題とされている法令の賛否について、統計的・定量的には国民の賛否が客観的に明らかではないとしても、家族における個人の尊重が明確に認識されたことや子どもを個人として尊重する意識の高まりを踏まえて違憲の判断をした最高裁の解釈手法に照らすと、憲法判断における国民の意識の有り様の評価は、単に統計的・定量的に

よほど明らかと言えるか否かで判断するのではなく、個人の尊厳や法の下での平等といった憲法の基本原則に照らして検討される法的評価であるといえる。そのため、裁判所が憲法判断を行う際に国民感情や国民の意識を考慮する場合においても、憲法の基本原則に沿う変化を積極的に評価し、あるいは基本原則に沿わない事情を考慮しないことが必要となる。

- (3) 国民の意識や国民感情を憲法判断に取り入れる際に、憲法の理念を踏まえた取捨選択を行うという思考は、近年の法律上同性の者同士で婚姻できないことが違憲であるとして全国で提起されている、いわゆる「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の判決においてもみられる。

例えば大阪高裁令和7年3月25日判決裁判所HP（甲A312）は、「各種世論調査において、同性婚の法制化に賛成する意見が多数を占めているのは前記のとおりである一方、これに反対する意見も相当程度存在し、異性婚のみを婚姻とする伝統的な婚姻観を大切に思う国民が相応に存在することも公知の事実である。」としつつも、「伝統的婚姻観を重視するがゆえに同性婚の法制化に困惑し心理的抵抗を覚える国民に、多様な属性、価値観を有する国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら平和に共生するため、もはや社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも反しないとの社会的合意が形成されているというべき同性婚に対して冷静かつ寛容な態度を期待することは、個人より集団の利益を優先する明治民法の規定を廃し、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法24条の理念に沿うものといえる。」として、「同性婚に対する国民感情が一様でないことは、同性婚を法制化しないことの合理的理由にはならない。」と判断した。

- (4) 以上のように、国民の意識の有り様をどのように評価するか、あるいはそのような国民の意識や国民感情をどのように憲法判断に取り入れるかは、個人の尊厳や法の下の平等といった憲法の基本原則に照らして裁判所において検討されてきた。

よって、「その国民の意識の有り様がよほど客観的に明らかといえる状況にある場合でない限り、国民の意識がいかなる状況であるかということ自体、国民を代表する選挙された議員で構成される国会において評価、判断されるべき事柄である」とする被告の主張は誤りである（なお、国民の意識を統計的・定量的に考慮するとしても、本件各規定に問題があることについて、国民の意識の有り様は客観的にも明らかであることについて後述第3の1を参照。）。

本件では、婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定でも指摘されているとおり「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきた」こと等を踏まえて、婚姻や氏の保持に関する国民の意識を検討しなければならない。

4 1947（昭和22）年以降の事情変更・国民の意識の変化

- (1) 1947（昭和22）年からの事情変更の詳細は、原告ら第1準備書面、原告ら第2準備書面、原告ら第16準備書面において詳述のとおりである。また、国際的動向について第9準備書面を参照されたい。

これに対して、被告は、女性の有業率（就業率）及び管理職に占める女性の割合について、令和3年大法廷決定以降に有意な変化が生じたとは言い難いとするが（被告準備書面(3)第4の2(1)ウ14・15頁）、上記2で指摘したとおり、本件各規定が制定された1947（昭和22）年以降の変化をみる必要がある。

その観点でいえば、女性の生産年齢人口（15～64歳）に占める

就業率は、１９７５（昭和５０）年は４８．８％であったが、２０２３（令和５）年は７３．３％まで大幅に上昇している（甲Ａ４４、原告ら第１準備書面６頁）。また、管理職に占める女性の割合も１９８５（昭和６０）年時点では部長級１．０％、課長級１．６％、係長級３．９％であったのが、２０２３（令和５）年時点では部長級９．９％、課長級１４．１％、係長級２４．７％と大幅に変化している（甲Ａ５１、原告ら第１準備書面１０頁）。

(2) その他、平成２７年大法廷判決及び令和３年大法廷決定において考慮されていなかった事情や当時は必ずしも明らかになっていなかった事情を指摘すると、特に以下の事情が重要である。

- 夫婦の氏の選択について、そもそも夫婦間での協議が行われていないことが明らかになったこと（甲Ａ１５９、甲Ａ２９７）。
- 本件各規定により婚姻を控える人が推計で約５８．７万人にのぼること、その結果、少なくない夫婦が子どもを持つことに躊躇を覚えていることが明確になったこと（甲Ａ３３８の１）。
- 本件各規定が女性の活躍を阻害していたことが、経済界から選択的夫婦別氏制度の導入を求める声によって明らかになったこと（原告ら第１準備書面１１～１２頁）。
- 女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの勧告等により世界的にも婚姻前の氏を維持することが権利であることがより明らかにされたこと（原告ら第１準備書面３１頁）。

(3) 以上のような事情の変化を踏まえて、夫婦の氏に関する国民の意識について検討すると以下のとおりである。

ア １９４７（昭和２２）年の民法改正は、家制度の廃止を目的とするも、家制度の下で形成された家族観を変えることまでは意図されておらず（原告ら第１２準備書面参照）、夫婦とその間の未成熟子という家

族を念頭に、妻は家庭内において家事育児に携わるという近代的家族生活が標準的な姿として考えられており、夫の氏は婚姻によって変更されず妻の氏が夫の氏と同一になることに問題があるとは考えられなかった。

しかし、本件各規定制定後の女性の社会進出により、妻は必ずしも夫の助けを行う家内的な仕事をする存在ではなくなり、近代的家族生活は標準的な姿とはいえなくなった。女性が社会と広く接触する活動に携わる機会も増加した結果、婚姻に際して氏を変更することによる不利益（アイデンティティの喪失／個人識別機能の阻害等）が社会的にも具体的に広く認識されるようになり、婚姻前の氏名を保持することに対する権利意識が高まった（平成２７年大法廷判決の岡部意見も参照）。

イ １９９６（平成８）年には、法務省が法制審議会の答申を受け、選択的夫婦別氏制度の導入を認める「民法の一部を改正する法律案要綱」を公表した。

その際、法務省は、審議の背景として「家族の構成員である個人の人生観・価値観も多様化し、その婚姻や離婚に対する考え方においても、従前の『家』的な拘束から脱却した新しい意識が芽生えてきている」（甲Ａ４２・２１９頁）と説明している。

また、選択的夫婦別氏制度の導入の理由として、「国民の価値観・人生観が多様化してきたことを背景として、国民のかなりの層に夫婦別氏制の採用を求める声が存在している」こと、「法理論の面においても、我が国において、ますます個人の尊厳に対する自覚が高まりをみせている状況を考慮すれば、個人の氏に対する人格的利益を法制度上保護すべき時期が到来しているといつて差し支えなからう」ことなどを挙げた（甲Ａ４２・２３３頁）。

ウ 男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）４条は「社会における制度又は慣行についての配慮」として、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」と定めており、第３次男女共同参画基本計画でも、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する施策の基本的方向として「多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直す。」ことが掲げられ、その具体的な取組みとして、「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。」とされた（甲Ａ１５３・２頁目）。

エ また、世界的にも婚姻前の氏を保持することが権利として理解されるようになり、日本は、女性差別撤廃委員会や自由権規約委員会からも、繰り返し本件各規定の改正を勧告されるに至っている（原告ら第９準備書面参照）。

オ これまでの最高裁の判断を見ても、平成２７年大法院判決や令和３年大法院決定では、多数意見の結論は合憲ではあるが、平成２７年大法院判決において５名の裁判官が、令和３年大法院決定において４名の裁判官が本件各規定は違憲であるという意見を述べていた。令和３年大法院決定では、補足意見でも、「一般論として、この種の法制度の合理性に関わる事情の変化いかんによっては、本件各規定が上記立法裁量の範囲を超えて憲法２４条に違反すると評価されるに至ることも

あり得るものと考えられる。」とも指摘し、「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するものである。」と議論を促す指摘もされていた。

令和４年第三小法廷判決でも、令和３年大法廷決定において本件各規定は違憲であるという個別意見を述べていた宇賀克也裁判官に加えて、渡邊恵理子裁判官も本件各規定は違憲であるという意見を述べた。これにより、これまで合計１０名もの最高裁裁判官が本件各規定について違憲であるという意見を示したことになる。

カ このような日本における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び日本が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、共同親権も含む嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化（原告ら第３準備書面第２の１(3)イ参照）、更には平成２７年大法廷判決、令和３年大法廷決定、令和４年第三小法廷決定の各個別意見における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより一層、明確に認識されてきたことは明らかであるといえる（婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定も参照）。そして、家族の多様性も広く認識される中で、夫婦間であっても、お互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えや、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたといえる。

キ 確かに、内閣府の世論調査を含め、選択的夫婦別氏制度に反対する意見が一定数存在することは認められる。しかしながら、人生を通じた多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直すことは、男女共同参画社会基本

法の基本的方向としても明示されているところであり、夫婦同氏の例外を設けることに心理的抵抗を覚える国民に、多様な価値観を有する国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら平和に共生するため、社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも何ら反しない別氏という選択をする夫婦に対して冷静かつ寛容な態度を期待することは、個人より集団の利益を優先する明治民法の規定を廃し、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法24条の理念に沿うものである（大阪高裁令和7年3月25日判決裁判所HP・甲A312参照）。

5 本件のあてはめ

- (1) 平成27年大法廷判決の判断枠組みに基づくとしても、以上の1947（昭和22）年以降の事情変更・国民の意識の変化を踏まえて、憲法24条2項違反の有無を検討しなければならない。

そして、平成27年大法廷判決が考慮要素として示した、①憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、②両性の実質的な平等が保たれるように図ること、③婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制限されることのないように図ること、④当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響という各点の評価の重みづけにおいて、男女共同参画社会基本法の理念や女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの度重なる勧告を含む国際的動向も参照されるべきことについては原告ら第3準備書面第2の4(2)で主張したとおりである（被告も、男女共同参画社会基本法の理念等が参照されるべきことについては特に争っていない。）。

- (2) そして、平成27年大法廷判決の判断枠組みや考慮要素を踏まえた検討は原告ら第3準備書面第2の4(3)に記載のとおりであるが、夫婦

間であっても、お互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えや、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたことに加えて、被告が反論していない点も含めて改めて整理すると、以下のとおりである。

ア ①憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきことについて

人は単なる抽象的な「人格」だけの存在ではなく、「自己の生の作者」として人生を形成していくことで、他の人格（他者）と識別可能な具体的な個人となる存在であり、その中で氏名（名前）は、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴」（昭和63年第三小法廷判決）として人格権の一内容を構成するものであるから、氏名に関する人格的利益は重要な利益である（原告ら第11準備書面も参照）。この点は、国際的にも婚姻前の氏を維持することが権利としても認められるようになっており、日本が批准している女性差別撤廃条約第16条1項（g）でも氏を選択する個人的権利について明示的に認められており、同様に日本が批准している自由権規約の一般的意見でも「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は、保障されるべきである」と婚姻前の氏を選択することが明示的に権利として認められている（原告ら第9準備書面も参照）。

しかし、本件各規定は、婚姻前の氏を維持するために婚姻を諦めるか、婚姻するために婚姻前の氏を維持することを諦めるかの二者択一を迫る構造になっている（本件二者択一構造）。これは、家族の多様性も広く認識される中で、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択

が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたにもかかわらず、夫婦における婚姻をするについての自律的な意思決定を損ない、当該夫婦の選択を尊重しないものである。また、夫婦間でもお互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えが確立されてきたにもかかわらず、夫婦のいずれか一方が婚姻前の氏を変更しなければ婚姻することができず、夫婦間の均衡を欠くものであり、女性差別的な意識や慣習によって氏の変更の負担が女性に極端に偏っている状況を固定ないし助長している（原告ら第4準備書面及び原告ら第12準備書面も参照）。

そして、婚姻に際して氏を変更したことによる不利益は、旧姓の通称使用によっても解消されない（原告ら第2準備書面及び原告ら第17準備書面参照）。法務省民事局作成の「選択的夫婦別氏制度について（夫婦別姓選択制度）」と題するパンフレット（甲A299）においても、旧姓の通称使用の拡大では十分ではなく、むしろ適当でない場面もあることが指摘されている（8頁）。

この点は、被告も、旧姓の通称使用の拡大によって「婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和するものである。」と主張しており（被告準備書面(3)15頁）、不利益が解消されないこと自体は認めている。さらに言えば、旧姓の通称使用の拡大は、氏名に関する人格的利益の重要性の高まりや、婚姻前の氏を維持したいという社会的な要請の高まりを受けて社会的に対処療法的に広がってきた慣習にすぎず、国にとっては偶然的・外部的事情であって、個人の権利や権利とまではいえない人格的利益を尊重するために法制度として配慮されたものでもない（甲A29・48頁も参照）。

したがって、本件各規定は、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと」について「十分に配慮した法

律」とはなっていない（原告ら第3準備書面第2の4(3)イ参照）。

イ ②両性の実質的な平等が保たれるように図ることについて

夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状には、家制度に由来する女性差別的な意識や慣習による影響がある。本件各規定の下では、そもそも夫婦間で氏の実選択について協議がされていない状況が続いていることが明らかになっており（甲A159、甲A297）、お互いが氏を維持するという中立的な選択肢がない本件各規定は、かかる女性差別的な意識や慣習による影響を固定ないし助長する機能をもっている（原告ら第4準備書面、原告ら第12準備書面も参照）。

この点は、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しの観点からも改善すべき課題として明示的に認識されていたものであり（甲A152・14頁）、自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会からの勧告によっても、繰り返し、解消すべき差別であることが指摘されている（訴状第7の2及び3）

そして、夫婦間でもお互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えが確立されているところ、上記のような女性差別的な意識や慣習による影響を緩和せず、むしろ固定ないし助長させている。

したがって、本件各規定は、もはや「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」について「十分に配慮した法律」とはなっていない（原告ら第3準備書面第2の4(3)ウ参照）。

ウ ③婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制限されることのないように図ることについて

夫婦同氏制度は、人々の結婚願望に少なくない影響を与えており、

2021（令和3）年の「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（甲A38・39頁）でも、積極的に結婚したいと思わない人の理由として、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」との回答の割合が相当数を占めている（訴状第4の3(1)参照）。

また、仮に婚姻を望んでいたとしても、事実婚やペーパー離婚を余儀なくされる人が相当数生じており、最近の調査結果では、本件各規定により婚姻することを諦めている事実婚夫婦が推計で約58.7万人いることが明らかになっている（甲A338の1）。

この点、男女共同参画社会基本法も「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」という理念を掲げており、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されているところ、夫婦同氏制度は、婚姻するか否かという人々の人格的生存に関わる選択に重要な悪影響を生じさせている。

したがって、本件各規定は、「婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制限されることのないように図ること」について「十分に配慮した法律」とはなっていない（原告ら第3準備書面第2の4(3)エ参照）。

エ ④当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響について

夫婦同氏制度を採用することによって、婚姻を諦める人が多くいるだけでなく（上記ウ）、氏の選択に関する女性に対する差別的な意識・慣習を固定ないし助長するものとなっており（原告ら第4準備書面、原告ら第12準備書面参照）、男女共同参画社会基本法が目指す理念と

も逆行する影響が生じている。

すなわち、晩婚化や婚姻・出産後も就労を継続する女性の増加、女性役員・管理職の増加の中で、氏を維持する社会的な必要性が高まっており、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成の割合も多数を占め、夫婦や親子の氏が異なることで家族の一体感・きずなへの影響はないと考える人の割合も高い割合を維持している（原告ら第1準備書面参照）。

そして、近年の旧姓の通称使用の拡大により、平成27年大法廷判決が判断の前提としていた氏の家族の呼称としての意義（対外的な公示識別機能）は希釈化しており、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたなかで、氏を維持する個人の属する集団を想起させるものとして氏を一つに定めなければならない合理性は失われている（原告ら第2準備書面第4の3参照。被告の主張に対する再反論は下記第3を参照。）。

加えて、多くの場合において、夫婦間で特に協議されることなく夫の氏が選択されている状況があり、本件各規定が氏の選択に関する女性差別的な意識や慣習を固定ないし助長する機能を持っていることが明らかになった（原告ら第4準備書面及び原告ら第12準備書面参照。婚姻にあたって女性が受けている社会的圧力の内容として、甲A296及び甲A297も参照）。

それにもかかわらず夫婦同氏制度を採用（維持）することは、婚姻をするについての自律的な意思決定を侵害するだけでなく、女性差別的な意識や慣習の固定ないし助長を継続させ、男女共同参画社会の促進あるいは女性の職業生活における活躍の推進をも阻害するといった不当な影響を生じさせることになる。被告も、夫婦の氏の選択は個々の協議の結果であるといわざるを得ないと主張するのみで、このような具体的な支障が生じている点について、具体的な反論はしていない。

一方で、例えば選択的夫婦別氏制度のような形で、夫婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを可能にしても、具体的な不利益は想定されない。実際、法制審議会は１９９６（平成８）年に選択的夫婦別氏制度を含む民法改正要綱案を法務大臣に答申しており（甲Ａ２０６）、立法における問題点はない（甲Ａ２９９・法務省民事局が当時作成したパンフレットも参照）。被告も、選択的夫婦別氏制度とすることによって具体的な懸念があるとは主張していない。

したがって、夫婦同氏制度を採用することによって、夫婦の一方（圧倒的多数は妻）が氏を変更することによるアイデンティティの喪失を受けたり、婚姻を諦める人が相当数いる（その結果、子どもを持つことも躊躇する）という重大な悪影響が生じているだけでなく、男女共同参画社会基本法が目指す理念とも逆行し、氏の選択に関する女性に対する差別的な意識・慣習を固定ないし助長する影響も生じさせている（訴状第６の３(４)、原告ら第３準備書面第２の４(３)オも参照）。

- (３) よって、平成２７年大法廷判決の判断枠組みによったとしても、本件各規定は個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っているのであって、憲法２４条２項に違反する。

第３ 被告の主張に対する反論

１ 被告準備書面(３)に対する反論①（世論調査の問題）

- (１) 被告は内閣府による家族の法制に関する世論調査（令和３年１２月調査・甲Ａ２８。以下「令和３年内閣府調査」という。）や、近時における民間調査の結果等を踏まえて、「国民の意見が一樣ではない」と主張する。
- (２) しかし、被告が指摘する令和３年内閣府調査は、「現在の制度である

夫婦同姓制度を維持した方がよい」(選択肢1)、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」(選択肢2)、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」(選択肢3)という質問を設けているところ、「選択的夫婦別姓制度」と「旧姓の通称使用についての法制度」があたかも両立しないものであるかのように提示している点で問題がある(原告ら第1準備書面第3の1。令和3年内閣府調査の問題点をより詳細に検討したものとして原告ら第16準備書面第1の2を参照。その他、そもそもあらゆる場面で通称使用を可能とする法制化はおよそ実施不可能であること等について、原告ら第1準備書面第3の1、原告ら第3準備書面第2の1(5)、原告ら第17準備書面も参照。))。

かかる調査票の設計上の問題点に鑑みると、令和3年内閣府調査は、せいぜい「現在の制度である夫婦同姓制度」で充分か(選択肢1)、それとも「現在の制度である夫婦同姓制度」には夫婦の氏について改善すべき問題があると考えているか(選択肢2又は3)という限りで参考にできるものである。そうすると、令和3年内閣府調査によれば、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と考えている者(選択肢1)は27.0%、「現在の制度である夫婦同姓制度」には夫婦の氏について改善すべき問題があると考えている者(選択肢2又は3)は71.1%であり(その余の1.9%は無回答)、多くの人が夫婦同氏制度には問題があると考えていることが分かる。

よって、令和3年内閣府調査は、本件各規定が夫婦同氏の例外を認めていないことの合理性を基礎付けるものとはならず、むしろ本件各規定の不合理性を裏付けるものである。

- (3) 被告が証拠として提出しているその他の民間調査の結果というのも、令和3年内閣府調査と同じ問題をはらんでいる(このような選択項目

の設定は、選択的夫婦別氏制度の賛成割合を少なく見せるためによく使われる手法である。)。証拠上は詳細が不明であるが、上記(1)と同様の観点から評価すれば、現在の夫婦同氏制度には夫婦の氏について改善すべき問題があると考えている者の割合は、乙11の1によれば71.3%（法整備に反対が18.7%）、乙12によれば80.6%（法整備に反対が16.6%）、乙13によれば79.2%（法整備に反対が17.3%）となり、圧倒的多数が現在の夫婦同氏制度には改善すべき問題があるという趣旨の回答をしていることになる。

- (4) 夫婦の氏に関する意見をより正確に把握するためには、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成か反対かの二択の質問をしている世論調査の方が信用性が高い。

各種世論調査の結果は原告ら第1準備書面第3の2及び原告ら第16準備書面第2に記載のとおりである。改めて強調すべきは、女性や若年世代の賛成割合が特に高く、婚姻による氏の変更を迫られる当事者である20～30代女性に焦点を当てれば、約8～9割が、選択的夫婦別氏制度を望んでいるということである。

このような状況に照らすと、国民の意識を統計的・定量的に考慮するとしても、本件各規定に問題があることや、選択的夫婦別氏制度の導入を望む国民の意識は客観的にも明らかである。

2 被告準備書面(3)に対する反論②（嫡出子規定との関係）

- (1) 被告は、「嫡出子の氏がどのように定められるべきかという問題等を切り離して、夫婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻する等の選択肢を設けていないことが憲法に違反するかどうかの判断をしていくことはできない」（被告準備書面(3)17頁）と主張する。
- (2) しかし、原告ら第3準備書面第2の1(3)でも主張したとおり、嫡出

子という効果は婚姻から生じるものであって、夫婦が同氏とすることから生じるものではない。婚姻する夫婦が必ず子を産み育てるものでもなく、本件各規定が夫婦同氏の例外を認めないことの合理性は、嫡出子に関する規定とは切り離して議論すべきものである。

被告は、「夫婦の氏に関する規定は、夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられている」と主張するが（被告準備書面(3) 17頁等）、かかる主張も、単に本件各規定により、婚姻した夫婦が同一の氏を称することが強制されている結果として、嫡出子も基本的に夫婦と同じ氏を称することになるという形式的な制度の構造を指摘するものにすぎない。

- (3) 仮に、被告の主張が、このような婚姻制度の形式的な構造の指摘を超えて、「嫡出子」について、「夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながり」を持った存在として特別な意義を認め、このような嫡出子の在り方を維持するために、夫婦同氏の例外を認めないことにも合理性があるという主張である場合、このような主張は憲法の趣旨に反するものである。

すなわち、父母と同一の氏を称する子と、父母と同一の氏を称しない子を区別して、父母と同一の氏を称する子についてのみ「正当なつながり」を持った存在であるとして保護することは、合理的理由なく特定の家族形態以外を制度から「排除」するものであって許されない

（甲A166・56頁）。父母と同一の氏を称する子と、父母と同一の氏を称しない子を区別して、前者の家族を「正当なつながり」をもった関係として保護し、後者の家族を制度から排除することは、「家」の呼称として氏が機能していた家制度の残滓を維持しようとするものであり、夫婦と嫡出子から成る家族像に『同氏』という家制度の残滓が入り込むとき、別氏を望むカップルは、法律上の保護を

受けるに値しないとして法律婚から排除されてしまう」(甲 A 2 9 6 ・ 2 2 頁)。このような本件各規定による家族の在り方の規格化は、近代的家族生活を標準的な姿としたものであって、個人の尊重といった憲法の根本規範と抵触することについては、原告ら第 1 1 準備書面第 2 の 2 (5)でも詳述したとおりである。

原告ら第 3 準備書面第 2 の 1 (2)で主張したとおり、法律上の仕組みとして婚姻夫婦を「規格化」することは、特定の価値観を持つ者だけを優遇し、それ以外の者を劣位に扱うことになるおそれがあること、それゆえに婚姻を「規格化」する際の線引きについては、婚姻の本質に照らして、その合理性を慎重に検討しなければならない。かかる指摘に対して、被告は未だに応答していない。

特に、憲法 2 4 条が婚姻の規定から始められていることは(同条 1 項)、家族の構成が夫婦関係を基礎とすることを示しており、「婚姻関係を基にして親子関係が築かれるという点で、親子関係を基軸に家族を構成する旧民法の思想を否定し、家族を対等な人的結びつきによるとするものである」(甲 A 1 3 ・ 4 9 8 頁)。

したがって、嫡出子規定という親子関係の規定を根拠として、そもそも夫婦が法的に婚姻できなくなることは、憲法 2 4 条の構造に照らしても、本末転倒というべきものである。「嫡出子」を「夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながり」を持った存在としてその意義を見出し、かかる理由をもってそれ以外の家族観・価値観をもった夫婦が婚姻制度から排除されることは、家制度を排除する趣旨で設けられた憲法 2 4 条に反するものである。

3 被告準備書面(3)に対する反論③(子どもへの影響)

- (1) 被告は上記の世論調査を引く中で、令和 3 年内閣府調査において、

夫婦の氏が違うことによる夫婦の間の子どもへの影響の有無に関する質問項目のうち「子どもにとって好ましくない影響があると思う」を選択した者が69.0%に上がっていること等を指摘しているが、この結果の評価には注意が必要である。

- (2) 第一に、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」というのは感覚的かつ抽象的な懸念にすぎない。2025（令和7）年3月27日の参議院予算委員会において、三原じゅん子こども政策担当大臣も、「夫婦同氏制度を導入することで子供に悪影響があることを証明する情報には接しておりません。」と述べている（甲A313）。このような感覚的かつ抽象的な懸念は、本件各規定が夫婦同氏の例外を認めていないことの合理性を基礎付ける根拠とはならない（性同一性障害者行政措置要求判定取消等第三小法廷判決における渡邊裁判官の意見も、重要な法益が問題となっており、誤解や偏見がいまだ払拭することができない状況下での利益衡量は「感覚的・抽象的に行うことが許されるべきではなく、客観的かつ具体的な利益較量・利害調整が必要であると考えられる」と指摘する。これは氏名に関する人格的利益や婚姻をするについての自律的な意思決定という重要な法益が問題となっており、家制度に由来する女性差別的な意識や慣習の影響も払拭できていない本件の合理性判断においても参照されるべきである。）。

むしろ、子どもへの影響という観点でいえば、本件各規定が夫婦同氏の例外を設けていないことによって具体的な不利益が生じている。例えば、本件各規定が夫婦同氏の例外を設けていないことによって婚姻を控えている人が推計で58.7万人にも上ること、本件各規定が多くの実婚夫婦にとって、そもそも子どもを持つことを躊躇する要因となっていることが明らかにされた（甲A338の1）。

また、本件各規定が夫婦同氏の例外を設けていないことにより事実

婚を選択している夫婦の中でも、子どもを産み育てる夫婦が多数いる。この場合、両親が本件各規定の下で婚姻できないために、子どもの法的地位が不安定になっている。

このように、本件各規定が夫婦同氏の例外を設けていないことによって、そもそも子どもを持たなかったり、子どもの法的地位が不安定になっているという具体的な不利益が生じているし、子どもを産み養育するという夫婦の重要な意思決定にも悪影響を及ぼしている以上、子どもの観点からしても本件各規定が不合理であることは明らかである。

- (3) 第二に、令和3年内閣府調査の結果からしても、子どもへの影響の具体的内容として最も高いのは、「友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる」というものである（甲A28・20頁。内閣府の平成29年調査ではかかる質問がされていない。）。ここで懸念されているのは、社会における「夫婦とその子どもは同じ氏でいるべきである」という強い同調圧力から、それとは異なる在り方を選択した場合に受ける差別であり、「夫婦の名字・姓が違うこと」から直接起因する問題ではない。選択的夫婦別氏制度が実現して、夫婦同氏という在り方が法制度として相対化すれば、このような社会からの圧力も緩和し、かかる懸念も解消に向かうものである。また、子どもへの影響として2つ目に多いのは「名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える」というものであるが、これも単にこれまで夫婦同氏だけが認められてきたことに起因するものであり、夫婦別氏の在り方も法制度として実現すれば解消されるものである。したがって、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」を選択した者が69.0%いるということも、本件各規定が夫婦同氏の例外を設けていないことの合理性を基礎付け

るものとはならない。

この点、令和4年第三小法廷決定の渡邊意見も「親と氏を異にする場合に子が受けるおそれがある不利益は、氏を異にすることに直接起因するというよりは、家族は同氏でなければならないという価値観やこれを前提とする社会慣行等に起因するもののようにも思われる。」

と指摘し、内閣府が2001（平成13）年に公表した「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」においても「家族における子どもの安心感にとって重要なものは、親子間の対話や愛情であって、親子が同氏であることではない」、「周囲からの偏見を受けることによって、子どもが不利益を被るとの懸念については、選択的夫婦別氏制度が導入され、制度に対する理解が広まるにつれ、氏が異なる家族を普通の家族でないとするような偏見は解消されていくと考えられる。」

（甲A247・8～9頁）と説明されている。

4 被告準備書面(3)に対する反論④（通称使用の拡大の評価）

- (1) 原告らが、旧姓の通称使用の拡大は、氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものであり、氏の家族の呼称としての意義も旧姓の通称使用の拡大によって希薄化していること等からすると、旧姓の通称使用の拡大は、別氏という選択肢を認めていないことが不合理であることを示していると主張したのに対して、被告は、㊦「氏名に関する人格的利益」は憲法により保障された権利ないし利益とはいえない、㊧旧姓の通称使用が拡大しても、「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能」がおよそ失われるものではない、㊨子の立場からしても「いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすい」として、夫婦同氏制を採用する本件各規定の合理性は失われたとはいえないと主張する（被

告準備書面(3)第4の2(2)カ15～16頁)。

- (2) しかし、㊦平成27年大法廷判決を前提としても、憲法24条2項において、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと」が要請されているのであるし、憲法13条によって保障されているか否かにかかわらず、旧姓の通称使用の拡大が氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものであることに変わりはない。

また、㊧「家族という一つ集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能」が「およそ失われ」なければ、本件各規定の合理性が失われないという関係にはない。ここでは、氏の家族の呼称としての意義が（氏を同じにしたい夫婦等にとって）一定程度認められるとしても、氏を同じくするよりもお互いの氏名を尊重したいと考える夫婦が別氏で婚姻するという例外を一切認めないことの合理性があるかが問われている。

被告も、旧姓の通称使用の拡大によって「婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和するものである。」と主張し（被告準備書面(3)15頁）、不利益が解消されないこと自体は認めているところ、そのような不利益を受けなければならない合理的理由については何ら明らかにできていない。

さらに、㊨子どもの立場からしても、上記3に記載のとおり、そもそも子どもを持つことを控えるか、子どもを育てているが、婚姻できないために不安定な地位に立たされている者が相当数いる。こうした子を諦める夫婦や、事実婚状態に置かれている子どもに対して不利益を強いてまで、実現しなければならない利益とは何かについて、被告は何も明らかにできていない。

5 結語

以上のとおり、被告の主張にはいずれも理由がない。

本件各規定が制定された1947（昭和22）年以降、女性の社会進出は著しく進み、就業率や管理職割合の大幅な上昇が確認されていること、婚姻における氏の変更に対する不利益や、同氏しか選べないことによって婚姻を諦めたり、子どもを持つことを躊躇するといった深刻な実態も明らかとなっていること、女性差別撤廃委員会や自由権規約からの繰り返しの勧告等に加えて、家族の多様性も広く認識される中で、夫婦間であっても、お互いを個人として尊重し、その権利を対等に保障すべきであるという考えや、夫婦としての在り方について当該夫婦の選択が尊重されるべきものであるという考えが確立されてきたという夫婦の氏に関する国民意識の変化等も踏まえれば、本件各規定に合理性がないことは明らかである。

よって、本件各規定は憲法24条2項に違反する。

以上